

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第91条および第8条に基づいて、当事業者が 〇〇〇様 に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	会営 二葉の里薬局(広島県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	広島県広島市東区二葉の里三丁目2番1号
指定番号	事業所番号 3440148447
代表者名	公益社団法人 広島県薬剤師会 会長 豊見 雅文
電話番号	082-567-6077

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、会営二葉の里薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	<p>① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>② 地域との結びつきを尊重し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療福祉サービスを提供する者との親密な連携に努めます。</p> <p>③ 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の条件を満たすものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保険薬局であること。・ 在宅患者薬剤管理指導の届け出を行っていること。・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。・ 利用者に対して、秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他の職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。・ 居宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

3. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制
薬剤師	12名	・常勤者(3名) 勤務時間－午前8:30～午後5:30 ・非常勤者(8名) 日・祝祭日、年末年始(12/29～1/3) 勤務時間－午前8:30～午後5:30
事務員	1名	・常勤者(1名) 勤務時間－午前8:30～午後5:30

4. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

営業日	月曜日から金曜日、日曜日、国民の祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)
営業時間	月曜日から金曜日:午前8:30～午後5:30 日・祝祭日、年末年始:午前9:00～午後3:00

5. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からぬ事や心配な事があれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。
- ③ 薬局が提供するサービスは、介護保険法および医師の指示に基づく薬学的管理指導を範囲としています。家事、介護、清掃、金銭管理など、薬学的管理指導に該当しない内容についてはサービスの対象外となります。

6. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

① 居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

- 1 単一建物居住者が1人の場合 518単位
 - 2 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 379単位
 - 3 1および2以外の場合 342単位
 - 4 情報通信機器を用いた場合 46単位
- 患者1人につき月4回に限り算定する。

(末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回)

② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合 1回につき100単位(①に加算)

医療用麻薬持続注射療法を行っている場合 1回につき250単位(①に加算)

在宅中心栄養療法を行っている場合 1回につき150単位(①に加算)

注1)上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2)上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3)居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

※上記の他、交通費が必要な場合には実費をいただきます。

7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. ハラスメント防止

- ① 利用者または家族等は、薬局および薬剤師に対し、暴言・威圧的言動・性的言動・業務範囲外の過度な要求などのハラスメント行為を行わないようお願ひいたします。
- ② ハラスメント行為があった場合、主治医・ケアマネジャー等と情報共有し、サービス継続の可否を検討することがあります。
- ③ 安全なサービス提供が困難と判断される場合、契約を解除することがあります。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

公益社団法人広島県薬剤師会 事務局

- ① 連絡先: 082-262-8931
② 担当者名: 衣笠 正純

10. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師 ①(主担当) ○○ ○○
②(副担当) ○○ ○○

- ① 担当薬剤師は、身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

令和〇年〇月〇日

(乙)当事業者は、甲1に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、□甲1、□甲2に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙)居宅療養管理指導サービス事業者
主たる事業所所在地 広島市東区二葉の里三丁目2番1号
名 称 会呂 二葉の里薬局
説 明 者 氏 名 ○○○○ 印

(甲)私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1)利用者

住 所

氏 名

印

(甲2)利用者家族

住 所

氏 名

印

2026年1月作成